

議案第78号

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだ北斎美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
すみだ北斎美術館	東京都墨田区錦糸一丁目2番3号 墨田区文化振興財団・丹青社共同企業体 代表者 公益財団法人墨田区文化振興財団 理事長 久保 孝之	平成28年11月22日 から平成33年3月31日 日まで

（提案理由）

すみだ北斎美術館の指定管理者を指定する必要がある。